

令和 5 年度

前 期 定 例 監 査 結 果 報 告 書

令 和 5 年 6 月
みやこ町監査委員

目 次

第 1	監査の種類	．．．．．	2
第 2	監査のテーマ	．．．．．	2
第 3	監査の主眼	．．．．．	2
第 4	監査の期間	．．．．．	2
第 5	監査の対象	．．．．．	2
第 6	主な着眼点	．．．．．	3
第 7	監査の結果	．．．．．	3
第 8	意 見	．．．．．	9

令和5年度 前期定例監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく事務の執行についての監査

第2 監査のテーマ

「時間外勤務の実態及び会計年度任用職員の雇用状況」

第3 監査の主眼

令和5年3月1日付「令和5年度みやこ町監査計画」を策定し、監査、検査及び審査の実施について定め、本年度の定例監査はみやこ町監査基準第10条から第12条の規定により、想定されるリスクを基にした内部統制の整備状況及び運用状況について情報収集を行い、時間外勤務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、昨年度に引続き「時間外勤務の実態及び会計年度任用職員の雇用状況」について実施する。

第4 監査の期間

令和5年4月28日（月）から5月8日（木）

第5 監査の対象

9所属を対象とする。

日(曜日)	対 象 所 属 (9所属)
28 日 (月)	9 時 00 分～11 時 00 分：子育て・健康支援課 13 時 15 分～14 時 45 分：総務課 15 時 00 分～16 時 20 分：行政経営課
1 日 (火)	11 時 13 分～12 時 10 分：保険福祉課 13 時 15 分～14 時 40 分：税務課 15 時 00 分～16 時 20 分：農林業振興課・農業 委員会事務局
2 日 (水)	9 時 00 分～10 時 40 分：住民課
8 日 (木)	9 時 00 分～10 時 40 分：観光まちづくり課

第6 主な着眼点

- (1) 時間外勤務命令・報告が確実かつ適正に行われているか。
- (2) 時間外勤務の縮減の改善策等を策定しているか。
- (3) 長時間の時間外勤務が慢性化している職場はないか。
- (4) 所属間、職員間に偏りはないか。
- (5) 会計年度任用職員の配置は適切か。

第7 監査の結果

1 所属の「職員の配置状況」

【令和5年4月1日現在】

(単位：人)

所 属	職 員									
	課長	課長補佐	係長	主任 保育士	主任 主査	主査	主任	主事	再 任用	計 ①
1 総務課	1	2	4			6		2		15
2 行政経営課	1	2	3			5			1	12
3 税務課	1	1	3		1	4	1	5		16
4 住民課	1	2	2			4		4	2	15
5 子育て・健康支援課	1	1	4	2	1	7	2	3	2	23
6 保険福祉課	1	1	5			6	2	4		19
7 観光まちづくり課	1	1	1			1		3		7
8 農林業振興課	1		1			2		2		6
9 農業委員会事務局	1		1						1	3
合 計	9	10	24	2	2	35	5	23	6	116

所 属	会計年度任用職員			合 計 ①+②	前年度 合 計
	フルタイム	パート	計 ②		
1 総務課	1	3	4	19	18
2 行政経営課		5	5	17	10
3 税務課		3	3	19	19
4 住民課	2	4	6	21	22
5 子育て・健康支援課	30	30	60	83	81
6 保険福祉課	6	8	14	33	29
7 観光まちづくり課		3	3	10	12
8 農林業振興課		5	5	11	11
9 農業委員会事務局				3	3
合 計	39	61	100	216	205

2 所属ごとの「年度別時間外勤務時間数及び課・係別平均時間数」

(単位：時間)

課(局)名	係名	職員	R4 年度 総時間数	占有率 (%)	課・係平 均時間数	R3 年度 総時間数	前年度比 (%)
総務課			2, 239		186. 6	1, 491	(150. 2)
	総務係		402		100. 5	257	(156. 4)
		A	153	(38. 1)			
		B	81	(20. 1)			
		C	146	(36. 3)			
		D	22	(5. 5)			
	人事係		1, 051		262. 8	519	(202. 5)
		A	250	(23. 8)			
		B	299	(28. 4)			
		C	233	(22. 2)			
		D	269	(25. 6)			
	危機管理対 策係		726		242. 0	657	(110. 5)
		A	203	(28)			
		B	308	(42. 4)			
		C	215	(29. 6)			
	人権男女共 同参画係		60		60. 0	58	(103. 4)
		A	60	(100)			
行政経営課			556		79. 4	509	(109. 2)
	政策推進係		191		63. 7	161	(118. 6)
		A	82	(42. 9)			
		B	63	(33)			
		C	46	(24. 1)			
	秘書係		53		26. 5	13	(407. 7)
		A	34	(64. 2)			
		B	19	(35. 8)			
			312		156. 0	335	(93. 1)

	広報広聴係	A	160	(51.3)			
		B	152	(48.7)			
税務課			1,527		95.4	1,476	(103.5)
	住民税係		1,125		225.0	995	(113.1)
		A	345	(30.7)			
		B	245	(21.8)			
		C	142	(12.6)			
		D	229	(20.4)			
		E	164	(14.6)			
	固定資産税係		152		30.4	356	(42.7)
		A	35	(23)			
		B	11	(7.2)			
		C	42	(27.6)			
		D	32	(21.1)			
		E	32	(21.1)			
	徴収係		232		58.0	104	(223.1)
		A	14	(6)			
		B	72	(31)			
		C	54	(23.3)			
		D	92	(39.7)			
	国土調査係		18		9.0	21	(85.7)
		A	7	(38.9)			
		B	11	(61.1)			
住民課			1,061		81.6	574	(184.8)
	住民係		721		120.2	361	(199.7)
		A	164	(22.7)			
		B	53	(7.4)			
		C	83	(11.5)			
		D	208	(28.8)			
		E	119	(16.5)			

		F	94	(13.0)			
			254		84.7	179	(141.9)
	生活環境係	A	159	(62.6)			
		B	72	(28.3)			
		C	23	(9.1)			
			33		16.5	18	(183.3)
	犀川窓口係	A	33	(100)			
		B	0	(0)			
			53		26.5	16	(331.3)
	豊津窓口係	A	30	(56.6)			
		B	23	(43.4)			
子育て・健康支援課			4,913		377.9	5,318	(92.4)
			2,080		346.7	3,233	(64.3)
	健康支援係	A	406	(19.5)			
		B	459	(22.1)			
		C	368	(17.7)			
		D	437	(21)			
		F	135	(6.5)			
		G	275	(13.2)			
			1,478		369.5	1,307	(113.1)
	子ども未来係	A	591	(40.0)			
		B	163	(11.0)			
		C	453	(30.6)			
		D	271	(18.3)			
			1,355		451.7	778	(174.2)
	障がい者支援係	A	529	(39.0)			
		B	478	(35.3)			
		C	348	(25.7)			
			2,335		145.9	2,107	(110.8)
			974		194.8	691	(141.0)

保険福祉課	医療保険係	A	342	(35.1)			
		B	255	(26.2)			
		C	57	(5.9)			
		D	137	(14.1)			
		F	183	(18.8)			
	介護保険係		715		143.0	489	(146.2)
		A	251	(35.1)			
		B	96	(13.4)			
		C	306	(42.8)			
		D	23	(3.2)			
		F	39	(5.5)			
	福祉係		288		96.0	196	(146.9)
		A	200	(69.4)			
		B	88	(30.6)			
		C	0	(0)			
	高齢者支援係		358		119.3	731	(49.0)
		A	83	(23.2)			
		B	204	(57.0)			
		C	71	(19.8)			
観光まちづくり課			737		105.3	264	(279.2)
	まちづくり推進係		125		31.3	110	(113.6)
		A	30	(24.0)			
		B	18	(14.4)			
		C	63	(50.4)			
		D	14	(11.2)			
	商工観光係		612		204.0	154	(132.5)
		A	232	(37.9)			
		B	212	(34.6)			
		C	168	(27.5)			
		517		86.2	647	(79.9)	

農林業振興課	農林業振興係		517		86.2	647	(79.9)
		A	145	(28.0)			
		B	212	(41.0)			
		C	60	(11.6)			
		D	93	(18.0)			
		E	4	(0.8)			
		F	3	(0.6)			
農業委員会事務局			－		－	41	－
	農業委員会事務局		－		－	41	－
	事務局	A	－	－			

令和４年度の職員一人当たりの年間時間外勤務時間数が最も多い課は、子育て・健康支援課の 377.9 時間（前年度比 92.4％）であった。次に総務課の 186.6 時間（前年度比 150.2％）、保険福祉課の 145.9 時間（前年度比 110.8％）、観光まちづくり課の 105.3 時間（前年度比 279.2％）、税務課の 95.4 時間（前年度比 103.5％）、農林業振興課の 86.2 時間（前年度比 79.9％）、住民課の 81.6 時間（前年度比 184.8％）、行政経営課の 79.4 時間（前年度比 109.2％）という結果であった。令和３年度との比較で、時間外勤務時間数が増加した課（局）は、９課（局）中 6 課であった。

また、職員一人当たりの年間時間外勤務時間数が最も多い係は、子育て・健康支援課障がい者支援係の 451.7 時間（前年度比 174.2％）であった。次に子育て・健康支援課子ども未来係の 369.5 時間（前年度比 113.1％）、子育て・健康支援課健康支援係の 346.7 時間（前年度比 64.3％）と子育て・健康支援課の係が上位を占めている。その他で、職員一人当たりの年間時間外勤務時間数数が 200 時間を超過している係は、総務課人事係の 262.8 時間、（前年度比 202.5％）総務課危機管理対策係の 242 時間（前年度比 110.5％）、税務課住民税係の 225 時間（前年度比 113.1％）、観光まちづくり課商工観光係の 204 時間（前年度比 132.5％）となっている。

また、観光まちづくり課（まちづくり推進係 31.3 時間、商工観光係 204.0 時間）や税務課（住民税係 225.0 時間、固定資産税係 30.4 時間、徴収係 58.0 時間、国土調査係 9.0 時間）において、係ごとの職員一人あたりの年間時間外勤務時間数に大きな隔りがある。保険福祉課福祉係及び住民課犀川窓口係では、係内の職員ごとの年間時

間外勤務時間数に大きな隔たりがある係も見受けられる。

3 所属の「総時間数上位3名の主要因」

所 属	上位	中位	下位
1 総務課	災害対応及び消防団に関する業務(308h)	職員の人事給与に関する異動手続き業務(299h)	職員の人事給与に関する異動手続き業務(269h)
2 行政経営課	広報誌に係る取材(160h)	広報誌に係る取材(152h)	グランドデザインシンポジウム準備(82h)
3 税務課	住民税新年度賦課準備(345h)	住民税新年度賦課準備(245h)	住民税新年度賦課準備(229h)
4 住民課	マイナンバーカード交付事務(208h)	戸籍システム更新業務(164h)	環境対策に関する契約・報告書等作成業務(159h)
5 子育て・健康支援課	予算作成、例規制定及び臨時特別給付金に関する業務(591h)	自立支援協議会開催準備及び障害者情報入力業務(529h)	障害福祉サービスに関する相談及び訪問調査業務(478h)
6 保険福祉課	国保税税率改正及び予算決算業務(342h)	介護認定審査会及びシステム更新に係る業務(306h)	国保標準システム導入業務及び補助金報告業務(255h)
7 観光まちづくり課	産業祭に係る準備業務(232h)	産業祭に係る準備業務(212h)	産業祭に係る準備業務(168h)
8 農林業振興課	経営所得安定対策事業に係る事務(212h)	経営所得安定対策事業に係る事務(145h)	経営所得安定対策事業に係る事務(93h)

みやこ町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 18 年みやこ町規則第 29 号）第 9 条第 3 項に規定する時間外勤務を命ずることができる限度時間（年間 360 時間）を大幅に超えている職員が子育て・健康支援課に数名見受けられる。

第 8 意見

令和 5 年度前期定例監査のテーマ及び監査の主眼は前述の通りである。何故に前年度と同一のテーマを取り上げて監査に臨んだかの意図をご理解願いたいところである。

このテーマの究極の目的は、みやこ町という組織を適正かつ効率的に運営するために必要とする妥当かつ適正な職員（正規職員＋会計年度任用職員）の質と量（人数）の把握である。同時にこれに要する人件費を組織として許容される適正限度額の範囲内で計画化することである。人件費は成り行きによる結果経費ではなく、全体の総経費の中で計画された管理経費でなければならない。

今回対象とした 9 つの課を監査した結果を総括すると、時間外勤務に関する事項では

- （１） 9 つの課合計の時間外勤務の総時間数は 13,368 時間（令和 3 年度 11,780 時間）

となっている。対前年度比では 113.5% となり大幅に時間外勤務が増加している。増加時間数は 1,588 時間、この時間数を規定勤務時間に換算すると何日分あるいは何人分の勤務に相当するかを考える必要がある。

- (2) みやこ町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 18 年みやこ町規則第 29 号) 第 9 条第 3 項に規定する、原則の年間の時間外勤務時間 360 時間を超えて勤務している職員が 8 名 (7.8%) 存在する。今一度、令和 2 年 4 月 30 日付け副町長通知「時間外勤務の適正な管理について (通知)」を熟読し、時間外勤務の実施にあたっては、十分留意し業務を行ってもらいたい。また、「時間外勤務の適正な管理について (通知)」については、要綱として整備を行い、より順守を求めている。また、「時間外勤務の適正な管理について (通知)」については、要綱として整備を行い、より順守を求めている。
- (3) 職員間の時間外勤務時間数に、同一課内で時間数の多い人と少ない人との偏りが多い。同一課内で、係ごと、あるいは個人間で大きな時間数差異が発生している。作業量が平準化されておらず、その努力の形跡が見えない。管理監督者としての課長の労務管理に疑義がわいてくる。
- (4) 総合的な所感としては、時間外勤務削減に対する関心度合が薄い。努力の形跡が見えない。残念な印象を得た。望むところは職員全体が時間外勤務に対する認識を根本的に改めて、課せられた業務は所定労働時間内に完結させるものであるとの意識改革を行ってもらいたいと願う。同時に、管理監督者は課内での業務と勤務時間の平準化を実施することが、自らが備えるべき管理能力のひとつであると自覚することを念願する。

会計年度任用職員の雇用状況については、現況 (令和 5 年 4 月 1 日現在) の雇用数は、フルタイム 39 名、パートタイム 61 名合計 100 名となっている。対象とした 9 つの課にとって適正妥当な必要要員であるか否かを評価する基準が無いのでその判断はできない。しかし、雇用数は、前年度と比較して 6 名増加している。比率にして 6.4% の増加となる事実は、正規職員が他の自治体と比較して相対的に多数であることを考慮すると十分に注意しなければならない現象である。この会計年度任用職員についての課題は、次項で述べる人件費を中心とした総合的な人事政策の問題に含めて考えることとした。

以下は、時間外勤務及び会計年度任用職員雇用状況の問題を、その視点の角度を変え

て人件費・人件費率の問題として検討する。

適切な人件費・人件費率を追求することは事業を行う組織の最も重要な課題のひとつであると考えている。適切な人件費・人件費率の策定に参考とすべく人件費に関連するみやこ町の数値と近隣自治体との数値を比較することで、みやこ町の人件費・人件費率が関連財政数値の中でどのような存在となっているかを見ることにする。比較の対象とする自治体は、県下の人口 15,000 人以上 20,000 人未満の 5 つの自治体、広川町、遠賀町、築上町、大刀洗町及び鞍手町の決算数値を列举して、これらを比較し、みやこ町の姿を見ることにする。(別表第 1 項から第 8 項を参照)

まず、みやこ町の体力はどのレベルなのか。総括的に捉えることにする。(別表第 1 項) 町内総生産は、551 億円で 5 位。県下 30 町村で中ほどに位置する。これを住民一人当たりで換算しても順位は 5 位で、築上町よりも生産性は低い。経常収支比率は 3 位ではあるが、85.2%と高い比率を示している。この数値の意味するところは、経常一般財源収入の 85%以上の資金が義務的性格の強い経常経費に充当を余儀なくされ、投資的経費に回せる資金が乏しいことを示している。財政力指数は 0.35 で築上町よりも 0.01 ポイント低い数値を示し 5 位となっている。この数値は、みやこ町が標準的に収入し得ると考えられる収入額が町の行政運営に必要とされる最低基準の財政需要の 35%を満たすにすぎないことを表すものであると認識すべきであると考ええる。この財政力指数は、平成 23 年度の 0.40 から令和 3 年度の 0.35 と漸減している。県下でも低い数値の町村に位置づけられる。

歳入総額に占める地方税の割合は、4 年間平均で 14.9%と低い数値となっている。このことが経常一般財源収入数値を押し下げ、かつ基準財政収入額を低く評価させる要因となっていると考えられる。

以上一部の要素からの判断であるが、みやこ町の総合的な体力は高いものではない。弱い体質の自治体であるとの認識の下で組織経営を考えなければならないと思われる。この判断の要因となっている事項を別表の第 1 項から第 8 項の数値を観察すると

- (1) 人口密度は、124 人と県下 30 町村中、下から 5 番目に密度の低い過疎地帯である。よって行政サービスコストは、相対的に高い金額となり、経費効率の非常に悪い行政環境に在ると認識しなければならない。物件費を押し上げる要因のひとつともなっている。節減不可の経費と節減可能な経費の厳密な仕分けのもとで、節減可能部分についての節減努力が絶対要件である。(別表第 1 項)

- (2) 義務的経費の構成比率は、他の自治体と大差なく、平均的である。しかし、義務的経費に分類される人件費、扶助費及び公債費の内容分析を行うことが必要であるが今回は省略する。義務的経費に占める人件費割合は、みやこ町は非常に高く4年間平均で38.6%を占めている。正確な職務（業務）分析とこれに基づく適正職員数の把握の必要性がここにも現れている。（別表第5項、第6項）
- (3) 歳出に占める人件費の構成比（別表第3項）は、6つの町の中で最高となっている。他の5町の平均が12.2%であるのに対して14.1%を示している。1.9ポイントほど高い率となっている。これを金額ベースにすると（別表第2項）みやこ町の4年間平均額は17億6千万円。人口同規模の広川町は11億9千万円。大きな開きがある。この差異の要因の一つとなっているのが（別表第1項）の「人口千人当職員数」に表れている。みやこ町は8.15人、広川町は5.04人となっており、加えて、他町の人件費の伸び率から推測すると令和2年度以後の会計年度任用職員の雇用数の差に要因があるものと思われる。みやこ町では令和元年度から3年度間の金額差が相対的に大きい。有効かつ適正な職員数は、どのレベルかを真剣に検討しなければならない。同時に、必要かつ有効な公共施設の適正量の把握、その効率的活用のあり方の検討、受益者負担率妥当性の検討及び効率的な業務委託・指定管理者制度の活用等々経費効率の向上に向けた取り組みにスピード感を持って実践することを念願する。
- (4) みやこ町では自主財源に占める人件費割合（別表第4項）が他の自治体と比較して高い数値を示している。自主財源の約45%超が人件費に費やされている。この現実をどのように評価し、どのように分析するのか、財務分析の課題の一つである。

以上、別表の数値から見えてくる結論は、みやこ町では会計年度任用職員を含む総職員の人的効率が低く、相対的に人件費過多となっている。制度改正後の令和2年度以降の人件費の伸び率は、対元年度対比で2年度は122.5%、3年度は130.5%と他の自治体と比較すると大幅な拡大を示している。この状況を家庭経済に例えるならば、みやこ町はエンゲル係数の非常に高い生活をしているのと同じ状態ではないかと憂慮される。みやこ町の財政的環境からみると人材の精鋭化と効率的な活用、人件費の適正化・抑制は最も重要な課題の一つである。

人件費即ちこれを人事政策の問題として捉えた視点で、昨年度の報告では、会計年度

任用職員制度の発足を受けて人材集団が正規職員との二層構造になったと解釈して、人事政策でこの二つの集団を上手に活用することが重要であるとの意見を述べた。しかし、会計年度任用職員の雇用状況と人件費総額を見たところで、この考え方は間違いであり、見方を変えなければいけないと反省しているところである。この二層の人材集団を活用するには、会計年度任用職員の人材集団と正規職員の人材集団とを同一視した上で、この両者を一体とした人事政策（雇用管理、人事管理及び労務管理）を組織化することが必要な要件ではないかと考えている。この役割を担うのは人事担当部門でなければならない。全ての職員を一つの人材集団として捉え、その持てる能力を十二分に活用する人事政策、システムを研究してもらいたい。

さらに、現在、地方自治体に課せられている「DXの推進」を考慮すると、会計年度任用職員制度の導入とあわせて、みやこ町の人事政策、言葉を変えると「人の面からの組織管理のあり方」が変換期に在るのではないかと感じている。今後の人事担当部門の役割は、組織目的達成の手段として存在する人材集団（正規職員と会計年度任用職員の全て）の担う業務と、新たに生まれつつある手段としての「AI等」の担う業務を区分して認識し、組織全体の業務を把握しなければならない。業務の全体像を把握した上で、組織の職務分析（業務の質と量、これに投入する要員との整合性等）と雇用管理及び教育を含む労務管理を人事担当部門は背負わなければならない。人材集団と「AI等」を有効、有機的に活用するために必要な総合的なマネジメントを行う部門として人事担当部門を活性化させる必要に迫られていると考える。このマネジメントの下に、人材の精鋭化、業務の効率化、組織強化及び人件費の抑制が達成されるものとする。

以上をもって、前期定例監査の報告といたします。

別表 類似団体との数値比較

(数値は、「福岡県市町村要覧」及び「市町村財政状況の推移」による)

1. 各自治体の各種データ (福岡県市町村要覧によるR3年度数値)

	みやこ町	広川町	遠賀町	築上町	大刀洗町	鞍手町
人口(人)	18,825	19,969	18,723	17,189	15,521	15,080
経常収支比率(%)	85.2	86.0	82.7	91.3	78.6	93.8
財政力指数	0.35	0.62	0.57	0.34	0.47	0.45
人口千人当職員数(人)	8.15	5.04	6.01	10.65	5.11	7.07
R2年度人口密度(人/Km ²)	124	526	845	144	680	424
R元年度町内総生産(百万円)	55,149	80,462	58,619	55,519	41,007	71,493
R元年度人口一人当所得(千円)	2,382	2,305	2,613	2,398	2,269	2,609

2. 年度別、人件費の推移

単位：百万円

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度平均
みやこ町	1,601	1,541	1,888	2,011	1,760
広川町	1,145	1,104	1,078	1,110	1,109
遠賀町	1,024	979	1,049	1,055	1,027
築上町	1,440	1,390	1,664	1,760	1,564
大刀洗町	850	861	990	1,042	936
鞍手町	1,059	1,113	1,274	1,328	1,194

3. 人件費構成比

単位：%

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度平均
みやこ町	13.5	12.8	13.6	16.4	14.1
広川町	16.0	14.3	9.6	12.1	13.0
遠賀町	13.9	13.6	10.2	11.2	12.2
築上町	14.3	11.4	10.6	13.8	12.5
大刀洗町	12.1	10.2	9.8	12.8	11.2
鞍手町	14.3	14.4	10.6	9.8	12.3

４．自主財源に占める人件費割合

単位：％

	H30年度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	年度平均
みやこ町	37.3	39.3	52.3	51.6	45.1
広川町	31.0	31.3	32.0	36.4	32.7
遠賀町	30.5	30.1	29.2	34.5	31.1
築上町	40.3	39.3	46.9	55.5	45.5
大刀洗町	30.5	25.4	36.5	37.5	32.5
鞍手町	36.6	39.8	51.9	49.9	44.6

５．義務的経費構成比

単位：％

	H30年度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	年度平均
みやこ町	35.4	35.2	32.9	42.7	36.6
広川町	48.2	45.2	31.8	45.2	42.6
遠賀町	41.1	42.6	32.1	40.6	39.1
築上町	40.7	33.3	27.3	39.4	35.2
大刀洗町	39.6	34.0	30.6	42.6	36.7
鞍手町	44.1	43.5	29.1	29.8	36.6

６．義務的経費に占める人件費割合

単位：％

	H30年度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	年度平均
みやこ町	38.2	36.4	41.5	38.4	38.6
広川町	33.1	31.6	30.2	26.8	30.4
遠賀町	33.7	32.0	31.8	27.6	31.3
築上町	35.2	34.3	38.8	35.1	35.9
大刀洗町	30.4	30.0	32.1	28.8	30.3
鞍手町	32.4	33.0	36.3	32.9	33.7

7. 歳入に占める地方税割合

単位：％

	H30年度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	年度平均
みやこ町	16.4	15.7	13.4	14.2	14.9
広川町	32.2	30.8	21.0	25.2	27.3
遠賀町	27.2	27.8	19.5	20.5	23.8
築上町	14.0	12.2	9.5	11.7	11.9
大刀洗町	19.7	17.6	15.2	17.7	17.6
鞍手町	24.8	24.4	15.5	13.0	19.4

8. 歳出に占める物件費構成比

単位：％

	H30年度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	年度平均
みやこ町	16.3	15.7	12.7	15.2	15.0
広川町	11.4	11.4	9.8	12.3	11.2
遠賀町	15.5	15.7	13.4	16.1	15.2
築上町	16.4	15.7	11.8	14.4	14.6
大刀洗町	19.2	15.9	16.3	17.2	17.2
鞍手町	14.8	14.7	10.4	10.9	12.7